

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年5月19日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年4月推計値）

～ 4月：10,900人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年4月の訪日外客数は10,900人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境を跨ぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.6%減に相当する。なお、観光目的の入国は引き続き認められていない。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られた。2020年7月下旬以降は、段階的にビジネス目的の入国が再開されていたが、12月下旬以降、変異株の感染拡大防止や日本国内における感染抑止のため、日本における新規入国の一時停止や検疫の強化等の措置が取られ、2021年1月中旬には全ての対象国・地域とのビジネストラック・レジデンストラックの運用が停止された。
- COVID-19の拡大により、観光目的の国際的な移動に制約が続いており、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要がある。

* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

* 最新の市場動向トピックスは、下記リンク参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

※3・4月のトピックスは2021年5月末頃に掲載予定。

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年5月19日
19/May/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

| | 訪日外客数 Visitor Arrivals | | | 出国日本人数 Japanese Overseas Travelers | | |
|-------------------|----------------------------|-----------------|-------------------|---------------------------------------|----------|----------------|
| | 2019 | 2021 | 伸率 Change % | 2019 | 2021 | 伸率 Change % |
| 1 Jan. | 2,689,339 (2,345,029) | 46,522 (547) | -98.3 (-100.0) | 1,452,157 | 48,691 | -96.6 |
| 2 Feb. | 2,604,322 (2,341,479) | 7,355 (266) | -99.7 (-100.0) | 1,534,792 | 24,807 | -98.4 |
| 3 Mar. | 2,760,136 (2,411,650) | *12,300 | *-99.6 | 1,929,915 | 28,896 | -98.5 |
| 4 Apr. | 2,926,685 (2,640,569) | *10,900 | *-99.6 | 1,666,546 | *35,900 | *-97.8 |
| 5 May | 2,773,091 (2,455,865) | | | 1,437,929 | | |
| 6 Jun. | 2,880,041 (2,614,533) | | | 1,520,993 | | |
| 7 Jul. | 2,991,189 (2,713,329) | | | 1,659,166 | | |
| 8 Aug. | 2,520,134 (2,206,746) | | | 2,109,568 | | |
| 9 Sep. | 2,272,883 (1,913,105) | | | 1,751,477 | | |
| 10 Oct. | 2,496,568 (2,177,382) | | | 1,663,474 | | |
| 11 Nov. | 2,441,274 (2,145,425) | | | 1,642,333 | | |
| 12 Dec. | 2,526,387 (2,292,029) | | | 1,712,319 | | |
| 1~4 Jan.-Apr. | 10,980,482 (9,738,727) | *77,100 | *-99.3 | 6,583,410 | *138,300 | *-97.9 |
| 1~12 Jan.-Dec. | 31,882,049 (28,257,141) | | | 20,080,669 | | |

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】 2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年5月19日
19/May/2021

(単位:人 / Unit: Persons)

| | 訪日外客数 Visitor Arrivals | | | 出国日本人数 Japanese Overseas Travelers | | |
|-------------------|---------------------------|-----------------|-------------------|---------------------------------------|-----------|----------------|
| | 2020 | 2021 | 伸率 Change % | 2020 | 2021 | 伸率 Change % |
| 1 Jan. | 2,661,022 (2,287,755) | 46,522 (547) | -98.3 (-100.0) | 1,380,762 | 48,691 | -96.5 |
| 2 Feb. | 1,085,147 (898,976) | 7,355 (266) | -99.3 (-100.0) | 1,316,820 | 24,807 | -98.1 |
| 3 Mar. | 193,658 (119,645) | * 12,300 | * -93.6 | 272,697 | 28,896 | -89.4 |
| 4 Apr. | 2,917 (776) | * 10,900 | * 273.7 | 3,915 | * 35,900 | * 817.0 |
| 5 May | 1,663 (108) | | | 5,539 | | |
| 6 Jun. | 2,565 (224) | | | 10,663 | | |
| 7 Jul. | 3,782 (418) | | | 20,295 | | |
| 8 Aug. | 8,658 (482) | | | 37,137 | | |
| 9 Sep. | 13,684 (497) | | | 31,606 | | |
| 10 Oct. | 27,386 (760) | | | 31,049 | | |
| 11 Nov. | 56,673 (1,030) | | | 30,703 | | |
| 12 Dec. | 58,673 (1,557) | | | 33,033 | | |
| 1~4 Jan.-Apr. | 3,942,744 (3,307,152) | * 77,100 | * -98.0 | 2,974,194 | * 138,300 | * -95.4 |
| 1~12 Jan.-Dec. | 4,115,828 (3,312,228) | | | 3,174,219 | | |

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年4月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Apr. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

| 国・地域 | Country/Area | 総数 Total | | | 総数 Total | | |
|--------|----------------|-------------|-------------|--------|----------------|----------------|--------|
| | | 2019年 4月 | 2021年 4月 | 伸率(%) | 2019年 1月～4月 | 2021年 1月～4月 | 伸率(%) |
| 総数 | Grand Total | 2,926,685 | 10,900 | -99.6 | 10,980,482 | 77,100 | -99.3 |
| 韓国 | South Korea | 566,624 | 1,100 | -99.8 | 2,647,397 | 6,500 | -99.8 |
| 中国 | China | 726,132 | 3,300 | -99.5 | 2,895,449 | 19,300 | -99.3 |
| 台湾 | Taiwan | 403,467 | 400 | -99.9 | 1,593,227 | 2,000 | -99.9 |
| 香港 | Hong Kong | 194,806 | 60 | -100.0 | 699,852 | 320 | -100.0 |
| タイ | Thailand | 164,817 | 200 | -99.9 | 512,754 | 1,100 | -99.8 |
| シンガポール | Singapore | 36,704 | 40 | -99.9 | 129,169 | 230 | -99.8 |
| マレーシア | Malaysia | 46,092 | 100 | -99.8 | 164,766 | 500 | -99.7 |
| インドネシア | Indonesia | 39,768 | 200 | -99.5 | 136,476 | 1,600 | -98.8 |
| フィリピン | Philippines | 69,266 | 200 | -99.7 | 188,700 | 1,600 | -99.2 |
| ベトナム | Vietnam | 55,295 | 300 | -99.5 | 177,928 | 20,700 | -88.4 |
| インド | India | 18,376 | 600 | -96.7 | 57,667 | 2,900 | -95.0 |
| 豪州 | Australia | 70,504 | 100 | -99.9 | 243,400 | 300 | -99.9 |
| 米国 | U.S.A. | 170,247 | 600 | -99.6 | 542,671 | 2,800 | -99.5 |
| カナダ | Canada | 38,897 | 100 | -99.7 | 123,032 | 300 | -99.8 |
| メキシコ | Mexico | 8,222 | 40 | -99.5 | 20,466 | 140 | -99.3 |
| 英国 | United Kingdom | 44,537 | 200 | -99.6 | 128,255 | 700 | -99.5 |
| フランス | France | 46,005 | 100 | -99.8 | 108,130 | 800 | -99.3 |
| ドイツ | Germany | 27,829 | 100 | -99.6 | 81,230 | 600 | -99.3 |
| イタリア | Italy | 24,062 | 90 | -99.6 | 50,948 | 330 | -99.4 |
| ロシア | Russia | 13,787 | 100 | -99.3 | 37,405 | 500 | -98.7 |
| スペイン | Spain | 13,858 | 80 | -99.4 | 31,689 | 370 | -98.8 |
| 中東地域 | Middle East | 13,352 | 80 | -99.4 | 32,644 | 300 | -99.1 |
| その他 | Others | 134,038 | 2,810 | -97.9 | 377,227 | 13,210 | -96.5 |

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:152の国、地域(4月30日現在))

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(152 countries or regions are subject to denial of landing as of April 30th).

【参考】2021年4月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for Apr. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

| 国・地域 | Country/Area | 総数 Total | | | 総数 Total | | |
|--------|----------------|-------------|-------------|--------|----------------|----------------|-------|
| | | 2020年 4月 | 2021年 4月 | 伸率(%) | 2020年 1月～4月 | 2021年 1月～4月 | 伸率(%) |
| 総数 | Grand Total | 2,917 | 10,900 | 273.7 | 3,942,744 | 77,100 | -98.0 |
| 韓国 | South Korea | 299 | 1,100 | 267.9 | 477,676 | 6,500 | -98.6 |
| 中国 | China | 163 | 3,300 | 1924.5 | 1,022,538 | 19,300 | -98.1 |
| 台湾 | Taiwan | 337 | 400 | 18.7 | 689,696 | 2,000 | -99.7 |
| 香港 | Hong Kong | 14 | 60 | 328.6 | 344,902 | 320 | -99.9 |
| タイ | Thailand | 25 | 200 | 700.0 | 215,321 | 1,100 | -99.5 |
| シンガポール | Singapore | 1 | 40 | 3900.0 | 54,782 | 230 | -99.6 |
| マレーシア | Malaysia | 20 | 100 | 400.0 | 74,725 | 500 | -99.3 |
| インドネシア | Indonesia | 96 | 200 | 108.3 | 69,697 | 1,600 | -97.7 |
| フィリピン | Philippines | 47 | 200 | 325.5 | 104,293 | 1,600 | -98.5 |
| ベトナム | Vietnam | 206 | 300 | 45.6 | 111,377 | 20,700 | -81.4 |
| インド | India | 26 | 600 | 2207.7 | 22,440 | 2,900 | -87.1 |
| 豪州 | Australia | 50 | 100 | 100.0 | 142,653 | 300 | -99.8 |
| 米国 | U.S.A. | 340 | 600 | 76.5 | 214,020 | 2,800 | -98.7 |
| カナダ | Canada | 47 | 100 | 112.8 | 52,728 | 300 | -99.4 |
| メキシコ | Mexico | 64 | 40 | -37.5 | 9,364 | 140 | -98.5 |
| 英国 | United Kingdom | 29 | 200 | 589.7 | 49,772 | 700 | -98.6 |
| フランス | France | 12 | 100 | 733.3 | 41,281 | 800 | -98.1 |
| ドイツ | Germany | 9 | 100 | 1011.1 | 28,607 | 600 | -97.9 |
| イタリア | Italy | 5 | 90 | 1700.0 | 13,132 | 330 | -97.5 |
| ロシア | Russia | 17 | 100 | 488.2 | 20,757 | 500 | -97.6 |
| スペイン | Spain | 4 | 80 | 1900.0 | 11,255 | 370 | -96.7 |
| 中東地域 | Middle East | 17 | 80 | 370.6 | 7,049 | 300 | -95.7 |
| その他 | Others | 1,089 | 2,810 | 158.0 | 164,679 | 13,210 | -92.0 |

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は暫定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：152の国、地域(4月30日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are provisional, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(152 countries or regions are subject to denial of landing as of April 30th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）していたが、2020年12月28日以降、当分の間、この仕組みによる全ての国・地域からの新規入国を一時停止している。また、2021年1月9日以降、当分の間、すべての国・地域からの入国者・再入国者・帰国者に対し、日本人を含め、上陸時のPCR検査の受検等を実施することとした。更に1月14日以降は、「ビジネストラック」「レジデストラック」の運用も停止している。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

1. アジア

①東アジア

● 韓国は、1,100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、韓国に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から「レジデストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年2月9日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 韓国政府による海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が2021年5月16日まで延長されている。自国民の日本からの入国については、入国後1日以内のPCR検査の受検及び原則14日間の自宅又は施設での隔離等が義務づけられている。
- ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「レジデストラック」とは、入国後14日間の自宅等待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の14日間の自宅等待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

● 中国は、3,300人（対2019年同月比99.5%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、中国に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。
- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 11 月 30 日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、一部の都市が、2021 年 1 月 25 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・2020 年 4 月 21 日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、原則として、14 日間の施設での隔離等が求められている。
- ・日本への直行便は、2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、400 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置の停止の対象となっている（なお、台湾に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。
- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 8 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。
- ・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、14 日間の自宅または指定ホテル等での隔離が求められている。
- ・日本への直行便は、2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、60 人（対 2019 年同月比 100.0%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、香港に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

- ・ 香港政府による中国本土、マカオ、台湾を除く全ての国・地域への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に PCR 検査等の受検及び 21 日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。

- ・ 日本への直行便は 2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

● タイは、200 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、タイに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 4 月 13 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・ 出国制限はないものの、タイ民間航空局はタイ政府が許可した臨時便、特別便を除き、通常旅客便の運航を引き続き禁止している。自国民の日本からの入国については、最低 14 日間の隔離が義務付けられている。

● シンガポールは、40 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、シンガポールに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 18 日から「ビジネストラック」、9 月 30 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 1 月 31 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・ シンガポール政府から、一部の国を除き引き続き、海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、出国 72 時間前以内の PCR 検査受検、政府指定施設での 14 日間の隔離及び隔離終了時の PCR 検査受検が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年5月4日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・マレーシア政府から出された活動制限令により出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前のスワブ検査、14日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「スワブ検査」とは、鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）を検体として実施するPCR検査のこと。

● インドネシアは、200人（対2019年同月比99.5%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年3月23日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・インドネシア政府から出された日本に対する渡航延期勧告が継続している。自国民の日本からの入国については、PCR検査の陰性証明の提出またはPCR検査受検と5日間の政府指定施設での隔離の後、入国後14日目までの自己隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、200人（対2019年同月比99.7%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年3月29日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

・2020年10月21日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、入国後14日間の隔離が義務付けられている。当初10日間は指定ホ

テルでの隔離となり、期間中の入国 6 日目に PCR 検査を受検し、陰性の場合は自宅等に移ることが認められる。

・日本への直行便は、2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、300 人（対 2019 年同月比 99.5%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」、11 月 1 日から「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 1 月 30 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、陰性証明の提出と隔離及び隔離期間中の PCR 検査の受検が義務付けられている。

・日本への直行便は 2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、600 人（対 2019 年同月比 96.7%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 5 月 10 日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機の上、帰国後 3 日目及び 6 日目の PCR 検査の受検等、検疫強化の対象となっている。また、2021 年 5 月 14 日以降、当分の間、再入国も禁止されている。

・インド政府から発令された海外渡航中止勧告と観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除く国際旅客便の運航停止が継続している。自国民の日本からの入国については、自宅等での 14 日間の隔離等（PCR 検査の陰性証明を相手国出国前 72 時間以内に取得すれば 14 日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

2. 豪州、北米

● 豪州は、100 人（対 2019 年同月比 99.9%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置停止の対象となっている（なお、豪州に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに

に伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになってきている。)。なお、2020年12月30日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・ 豪州政府による日本に対する海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の72時間以内のPCR検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における14日間の隔離が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、600人（対2019年同月比99.6%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。なお、一部の州が、2021年1月3日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。加えて一部の州は、2021年5月1日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、帰国後、3～5日後のPCR検査の受検又は10日間の自宅等での待機等が求められている。

- ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、100人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。なお、一部の州が、2020年12月31日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。加えて一部の州は、2021年4月9日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

- ・ カナダ政府により、レベル3の「不要な渡航の自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、上陸時のPCR検査の受検及び3日間の政府指定ホテルでの待機、14日間の隔離等が義務付けられている。

- ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- メキシコは、40人（対2019年同月比99.5%減）であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
 - ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

- 英国は、200人（対2019年同月比99.6%減）であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。 なお、2020年12月24日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。
 - ・ 英国政府により特段の理由がない限り海外渡航は禁止されている。 自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の3日前以降のPCR検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明の提示が義務付けられるとともに、10日間の隔離等が求められている。
 - ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- フランスは、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。 なお、2021年3月5日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。
 - ・ 自国民の日本からの入国については、7日間の隔離及び隔離期間終了時のPCR検査受検等が求められている。
 - ・ 日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- ドイツは、100人（対2019年同月比99.6%減）であった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。 なお、2021年3月5日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。
 - ・ ドイツ政府により、日本に対しては必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行の自粛が要請されている。 自国民の日本からの入国については、ドイツ入国前48時間以内のPCR検査

査受検及び陰性証明書の提示が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、90人（対2019年同月比99.6%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年3月5日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、イタリア入国前48時間以内のPCR検査又は抗原検査の受検及び陰性証明書の提示、10日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検等が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、100人（対2019年同月比99.3%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、一部の州が、2021年3月21日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、帰国前3日以内に指定されたポータルサイトへのPCR検査の陰性結果を登録した場合を除き、14日間の隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、80人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年4月9日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

・日本への直行便は、2021年5月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、80人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14

日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、トルコは 2021 年 2 月 7 日以降、カタールは 2021 年 2 月 12 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。また、イスラエルは 2021 年 2 月 5 日以降、アラブ首長国連邦は 2021 年 3 月 5 日以降、順次、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で国外へ渡航が引き続き規制されている。自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 5 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021 年 5 月 14 日現在)